

福島県 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、県の要請や協力依頼に応じて、施設の休止や営業時間の短縮にご協力いただいた法人及び個人事業主の皆さまに対して、協力金・支援金を交付します。

[1. 交付要件] ※福島県のホームページから「交付対象施設」をご確認ください。

(1) 協力金

- 4月28日(火)から5月6日(水)までの間に施設の休止や営業時間の短縮の対策を実施していること。
- 令和2年4月20日(月)以前に事業を開始しており、営業実態が確認できること。
- 福島県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。

(2) 支援金

- 5月7日(木)以降も継続して休業要請等に応じて施設の休止や営業時間短縮の対策を講じ、感染拡大の対策に取り組んでいること。

[2. 交付額]

- 協力金 10万円から30万円(県内の事業所を1か所賃借していれば20万円、複数個所を賃借していれば30万円)

- 支援金 協力金に加えて一律10万円

[3. 申請に必要な書類] ※申請書は大玉村役場産業課でも配布しています。

- 申請書及び営業実態が確認できる書類(例:直近の確定申告書の写し等)
- 休業の状況が確認できる書類(例:休業を周知するホームページやポスターなど)

[4. 申請受付期間]

令和2年5月15日(金)から令和2年7月31日(金)まで

[5. 申請手続]

- (1) 電子申請:福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請専用ポータルサイトから申請

- (2) 郵送:〒960-8043 福島市中町1-19
福島中町郵便局留 福島県休業協力金事務局 宛

福島県 新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金のお知らせ

[1. 交付要件]

- 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けていないこと。
- 国の持続化給付金の交付を受けていること。または、交付を受ける見込みであること。

[2. 交付額]

- 一律 10万円

[3. 申請に必要な書類] ※申請書は大玉村役場産業課でも配布しています。

- 申請書及び事業活動がわかる書類(例:ホームページやチラシ、営業許可証等の写し)
- 国の持続化給付金決定通知書の写し、または交付申請時の書類等

[4. 申請受付期間]

令和2年6月17日(水)から令和2年9月30日(水)まで

[5. 申請手続]

- (1) 電子申請:福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金申請専用ポータルサイトから申請

- (2) 郵送:〒960-8681 福島市杉妻町2-16
福島県庁内郵便局留 福島県休業協力金事務局 宛

【問合せ先 福島県休業協力金及び給付金コールセンター 電話:024-521-8575】